

分子シミュレーション学会幹事選出規則

平成 10 年 12 月 10 日 総会承認
改訂 平成 18 年 11 月 28 日 総会承認
改訂 平成 30 年 11 月 29 日 総会承認

(目 的)

第 1 条 本規則は、学会規約第 6 条（3）に規定された幹事の選出の方法を定める。

(選挙管理委員)

第 2 条 会長は非改選の幹事から選挙管理委員 2 名を指名する。

第 3 条 幹事選出の運営、事務手続は事務局の協力の下で選挙管理委員が行う。

(幹事の選出方法)

第 4 条 改選幹事の約半数は会員の互選で選ぶ。残りの約半数は会長が指名する。

(選挙方法)

第 5 条 互選における選挙権者は、公示時における個人会員全員(法人会員に所属する個人会員を含む)とし、被選挙権者は非改選幹事、学生会員を除く個人会員とする。

第 6 条 幹事会は選挙に際し候補者を推薦することができる。

第 7 条 選挙管理委員は、選出幹事数、非改選幹事名、幹事会推薦候補名を明記した選挙公報、投票用紙を会員に送付する。

第 8 条 投票は無記名連記式とし、郵送で行う。

第 9 条 得票の多い順に当選とするが、得票同数の場合には、選挙管理委員が決定する。

(選挙の時期)

第 10 条 選挙の投票は分子シミュレーション討論会の前に行う。

(会長による幹事指名の時期)

第 11 条 選挙による幹事の選出後、会長は会長指名の幹事を選ぶ。

付則

- 1 この規則の改正は総会の議を経て行う。
- 2 この規則は平成 10 年 12 月 10 日より施行する。
- 3 この規則は平成 31 年 1 月 1 日より施行する。